

## 第2回西表島森林生態系保護地域保全管理委員会議事概要

### ○ 保護管理計画の見直し等について

委員	この保護管理計画は、どのくらいのタイムスパンで考えたら良いのか。世界遺産候補になると、状況が変化することが予想されるが、定期的な見直しはあるのか。
事務局	具体的な数値は考えていない。ただ、状況が刻々と変化していく前に対応したいので、第4回のとりまとめの時に、他の事例のデータを集めて概ねの期間を検討したい。
委員	世界遺産に認定されると、今までにはなかった問題が起きると予想される。モニタリングは非常に重要と思う。

### ○ 世界遺産登録の想定エリアについて

委員	この委員会が携わっていて世界遺産に登録しようとしている範囲はどこか。
事務局	世界遺産の具体的な範囲は未定で、今後の検討による。
事務局	世界遺産については、「奄美・琉球」という形で暫定リストを出しただけの段階と理解されたい。

### ○ 保全管理と利用のルールと罰則について

カヌー組	この委員会で作ろうとしているルールは、要望としてのルールなのか、それともルール違反は処罰の対象となるのか。厳しい罰則がなければ実効性も無いと思われるが。
事務局	原則として国有林野に入る場合は入林許可、入林届が必要であり、罰則はある。所有権を持つ者が妨害を排除できることは民法で保障されており、林野庁の管理経営法に定められている。さらに、自然公園により規制されれば行政処分としてのペナルティがある。保護・保全のための国内的な具体的な法的担保措置が求められており、利用者の意見を反映しながら調整して行きたい。
委員	エコツーリズムの営業上、保存地区や保全利用地区に新規ルートを開拓することが十分に考えられるが、それに対してどのように対処するのか。
カヌー組	ルールがある場所では皆で守るべく努めているが、ルールがない場所では全体を考えずに個人的に行動している状態で問題がある。キャンプで言えば、無理な工程でツアーを進めて、禁止場所でキャンプをする事態になり得る。要望ベースではなく、守るべきルールを早く決めなければ、間に合わないと感じている。
委員	違反的なことをしている人は、ペナルティが無いから続けているのだろうか。
カヌー組	何かペナルティがあるとすれば、具体的に話を伺いたい。

合	
事務局	(前述した意見に加えて) メリハリのある形でルールが守られるよう、環境省とも相談しながら進めていきたい。
カヌー組合	カヌー組合でもルールを守らない業者がおり、これからルールを作っても指導力があるか疑問がある。現状で守られていない所を、きちんと指導して欲しい。西田川上流については、ふれあいセンターの方々が知っており、早急に対処を願いたい。
事務局	こちらでも調べて対応を考えて行きたい。

○ 山菜等の採取について

委員	保全利用地区の中で認められる利用について、「山菜等の採取」について拡大解釈される恐れがあり、その中に絶滅危惧種が含まれる可能性がある。これらの管理について具体的な案はあるのか。
事務局	それをこの場で議論したい。山菜だから許されるということではなく、抑制的に考えたい。

○ キャンプ設営地及び横断道の利用等について

カヌー組合	キャンプ設営場所について、浦内川の地点は観光客が多くて問題があり、大富口側は水場がないことから、キャンプ設営地としては不適切ではないか。
事務局	浦内川の地点は一般の観光客とキャンパーでは利用する時間帯が違うため整理できると考える。大富口側に関しては情報が十分ではないが、過去にキャンプをした人がおり、水を持参するような工夫も必要と思う。
カヌー組合	キャンプに慣れていない人は出発準備が遅くなり、時間的に横断することは難しい。そのような場合は、緊急にキャンプをしても良いのか。
事務局	まず、迅速な出発準備ができない人を横断道に案内するのかどうか、ハイキングのような軽い気持ちで行ける場所なのかどうかを考える必要がある。 また、実際に危険が発生した場合は、資料 4-1 (遭難等) が適用されると思うが、最初からそのような工程を組んで行くことは認められないルールとしたい。
カヌー組合	教育で大人数がキャンプすることやトイレの問題を考えて場所を設定して欲しい。あえて言えば、保存地区の中のイタジキ等を開放して欲しい。
事務局	西表島の森林生態系保護地域は、厳格に保護・保全することが目的で、コアエリアは原則人為を加えない場所で、緩衝帯がバッファゾーンと考えている。コアエリアに宿泊させることは考えていない。歩道を至る所に作ることも不適當と思うが、既設の歩道を利用することは排除しない。そのような枠組みの中で議論して欲しい。

委員	資料の「森林環境教育目的の入山」は、テント設営の場合はどうなるか。
事務局	一般観光客の扱いとされたい。
委員	テントの設営場所の考え方について、明示された2個所に設営するとなった場合、何らかの施設整備や案内表示等を考えているのか。
事務局	国有林として場所を設定することは考えていない。町や諸団体から、キャンプ場として土地の貸付や使用許可が来た場合に応じる形になる。保護・保全に重点を置きたいが、利用も大きな課題であると承知しており、できる協力はしていきたい。
委員	町等がテント設営地として貸付を希望する場合は、今回の場所だけなのか。
事務局	ここを選んだ理由は、過去に利用された場所で、コアエリアの外で個所数を絞った結果に過ぎない。およその場所として提案したもので、これ以外の場所もあるかも知れない。さらに、この場所を環境省がどのように考えるかも重要と思う。
エコツアー協会	平成3年度の設定時には、横断道での遭難事故の発生原因等がよく判っていなかった。現在では、大雨時に浦内川が急激に増水して川が渡れず、閉じ込められて遭難事故に至るというプロセスが判ってきた。それを踏まえて、森林生態系保護地域の拡充時に、横断道の中央部分に退避場所を設けることが必要と発言した。この地域では、登山計画を立てても天候が急変して遭難に至ることが頻繁に起こっており、保存地区で安全を確保する議論も必要ではないか。
事務局	コアエリアの考え方、議論の前提が「厳正な維持」であり、宿泊という選択はない。それ以外で置かれた状況を打開するような議論を願いたい。もし、災害の可能性があれば入林させるべきではないし、ルートを変えることも必要である。
委員	私も利用ありきの話ではないと思う。今回の2カ所のサイトも天候によって許可しないという選択肢もあり得る。責任のある入林が利用者としての義務であり、増水する前に考えるべきことである。保存地区ということを前提に話を進めたい。
委員	入山禁止という選択肢もあると思うが、禁止しても人が入って、おそらく事故も起きると危惧される。
事務局	遊歩道や歩道などには管理者として責任が伴うが、それ以外の所については、入り込む人の責任において処理すべきだと思う。乗船時、あるいは船を下りて歩く時に目に見える形で危険を周知する、歩道等はしっかりと管理するなどできることをした上で、それ以外の場所でのケガ等については結果として仕方ないのではないかと。
カヌー組合	軽装でも8時間かかる場所を、15~20kgのリュックを担いで1日で抜けるのは難しい。経験上、キャンプを禁止しても、必ず途中でキャンプをしようと思う。

事務局	西表の自然に入るには、それなりの体力と装備をした人の入山を目指すべきと思う。
委員	これに関しては、本人の体調等もあり、合理的計画を立てて入ることが前提と思う。利用に対する責任もあり、高い意識を持って山に入るべき。今後、利用が増えることを前提にすると、玉石混交で入ってくるし、しっかり考える必要がある。
委員	イタジキ川や浦内川では上下流で雨の降り方が違って、急な増水により緊急避難的に山小屋跡地にテントを張ったことがあった。この2カ所のキャンプ場は最初と最後の場所で、工夫次第で通過できるので場所的に効果がない。大変なのは中央部分で時間が尽きることと思うが、島の中央部分にキャンプ施設を作ることは、諸問題があり難しいと理解できる。エコツアーで山中で1泊して横断するような需要がどのくらいあるのか教えて欲しい。
カヌー組合	ほとんどない。
委員	ガイドが連れて行くということではなく、大学の山岳部やワングル部等が泊まっていることがある。
委員	そうであれば、そのワングルのグループが一番影響を受けるかも知れず、その制約を受け入れてもらえるかということクリアする必要があると思う。
カヌー組合	コアエリアの山中に1カ所でも川沿いに開けた場所を整備しておかないと、重大事故が起こる可能性がある。最悪の場合を考えると、大々的に看板を立てるのではなく、緊急的にテントを張れる程度のものを整備しておく必要があると考える。
委員	ガイドを頼む人は各種の規制があることは判るが、ガイド無しに来る人のほうが圧倒的に多く、その人達には規制内容が十分に伝わっていないと思われる。事前の周知について様々な方法でやって頂きたい。その一つで、緊急避難としてビバークする場合、どこが安全かという情報は出しても良いのではないかとと思う。

○ ガイドの同行について

委員	登山をする一般観光客の場合、「ガイド付きにする」という形もあったと思うので、再度、提案したい。
事務局	「ガイド付きのほうが望ましい」という表現で付け加えることもできるが、実際に定めていくには関係機関の調整が必要で、町や環境省のリードが必要と思われる。

○ その他、総括等

委員	世界遺産条約では、評価対象の保護・保全が十分に担保されることが重要である。森林生態系保護地区を自然遺産に指定することが前提の議論であり、利用の状態で様々な問題が発生してきたことは、今回の世界遺産の話とは違うと思う。
環境省	公的な担保措置として自然公園法も一つのツールであり、可能な範囲で協力したい。現場では「横断道の適正利用推進協議会」で毎年関係者が集まって協議しており、ここでも利用ルールが議題として挙がっている。今後、利用ルールのソフト化、運用ルールの中での取組について環境省と林野庁が連携する部分があると考え。まずは、ルール設定を検討する枠組みを作り、守る方策を検討することが大事と考えている。
委員	今日の会議に関しては非常に有意義な話し合いができていると思うが、日常的な問題をもう少し具体的な方向に進めるために、林野庁と環境省とエコツアーリズム業者に連絡協議会的な体制があれば良いと思う。
委員	次回の会議の時でも良いが、ツアーの内容と入山日数等の行程、過去の遭難事例、カヌー協会の独自ルール等々の資料が欲しい。現状の資料があれば、本当に山小屋がないと危険なのか、どのようなツアーを組むべきかなど具体的な議論ができるのではないかなと思う。
委員	類まれな生態系が竹富町にあることを誇りにしている。これを守り、保全し、利用するために、色々なルールや仕組み作りが必要であることを熱心に議論いただき感謝を申し上げたい。事故に関しては様々なケースがあり、事故が多発する場所もあるが、テント設営の考え方は資料 4-1 に非常事態や遭難者の捜索等については限定しないと明記されているので、これで対応可能と思う。総じて、保全しながら利活用を図ることは皆さんが理解できたと思っている。竹富町としては、森林管理署及び環境省と連携を密にし、安全確保と事故防止に全力を挙げて行きたいと思う。
委員	(会議終了後に寄せられた意見) 入林許可等の手続きを踏まえるなど、ルールを遵守しながら利用することで良いと思う。

注) 項目ごとに整理したため、一部、発言順位が異なっている。